第二百一条第一項の表財務局名の欄中「東北財務局　東海財務局　中国財務局」を「北海道財務局　東北財務局　東海財務局　中国財務局」に改め、同表北海道財務局の項を削り、

九州財務局	総務課　会計課　経済調査課　財務広報相談室
四国財務局	総務課　会計課　経済調査課

を

四国財務局
九州財務局

に改め、同条第二項を次のように改める。

2　前項に掲げる課及び室のほか、北海道財務局、東北財務局、関東財務局、近畿財務局、中国財務局、四国財務局及び九州財務局の総務部に、合同庁舎管理官それぞれ一人を置く。

第二百一条第三項中「（北陸財務局を除く。）」を削り、同条第四項中「、北陸財務局に財務広報相談官一人を」を削る。

第二百九条を次のように改める。

第二百九条　削除

第二百十四条の三第一項中「関東財務局、東海財務局及び近畿財務局」を「東北財務局、関東財務局、東海財務局、近畿財務局及び中国財務局」に改める。

第二百十五条の三第一項中「四十一人」を「四十人」に改める。

第二百十六条第一項の表関東財務局の項中「証券監督第二課」を「証券監督第二課　証券監督第三課」に改め、同条第二項中「東北財務局、中国財務局及び九州財務局の理財部に、検査指導官及び金融調整官それぞれ一人を、北陸財務局及び四国財務局の理財部に、特別主計実地監査官それぞれ一人を」を「北陸財務局の理財部に、特別主計実地監査官及び金融調整官それぞれ一人を、東北財務局、中国財務局及び九州財務局の理財部に、検査指導官及び金融調整官それぞれ一人を、四国財務局の理財部に、特別主計実地監査官一人を」に改める。

第二百二十一条（見出しを含む。）中「証券監督第一課及び証券監督第二課」を「証券監督第一課、証券監督第二課及び証券監督第三課」に改める。

第二百二十八条第一項中「四百八十二人」を「四百八十五人」に改める。

第二百三十二条第一項中「五百九十六人」を「五百九十三人」に改める。

第二百三十四条第一項中「三百二十一人」を「三百十九人」に改める。

第二百三十五条第二項中「関東財務局の管財第一部に、国有財産調整官二人以内、統括国有財産管理官三人以内、特別国有財産監査官一人及び統括国有財産監査官三人以内を、中国財務局の管財部に、国有財産調整官及び特別国有財産管理官それぞれ一人、統括国有財産管理官四人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を」を「関東財務局の管財第一部に、国有財産調整官二人以内、統括国有財産管理官四人以内、特別国有財産監査官一人及び統括国有財産監査官三人以内を、東海財務局の管財部に、国有財産調整官一人、統括国有財産管理官五人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を」を「関東財務局の管財第一部に、国有財産調整官二人以内、統括国有財産管理官四人以内、特別国有財産監査官一人及び統括国有財産監査官三人以内を、東海財務局の管財部に、国有財産調整官一人、統括国有財産管理官五人以内並びに統括国有財産監査官及び首席国有財産鑑定官それぞれ一人を」に改める。

第二百三十六条第二項中「五人」を「四人」に改める。

第二百四十八条第一項中「二十三人」を「五十六人」に改め、同条第二項中「第二百三十七条第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる事務」を「第二百三十七条第一項に規定する事務並びに国有財産地方審議会及び旧軍港市国有財産処理審議会の庶務に関する事務」に改める。

第二百五十条第一項中「百十一人」を「七十八人」に、「二百五十一人」を「二百五十三人」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　上席国有財産管理官は、命を受けて、第二百四十条第一項第一号から第八号まで及び第二百四十四条各号に掲げる事務を処理し、並びに当該事務で国有財産管理官の行う事務を総括する。

第二百五十五条第二項及び第二百五十七条第二項中「釧路財務事務所」を「旭川財務事務所、釧路財務事務所」に改める。

第二百五十九条中「次に掲げる事務」の下に「（統括国有財産管理官の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第二百六十七条第一項中「及び神戸税関の調査部に、次長それぞれ二人を、門司税関の調査部に、次長一人」を「、神戸税関及び門司税関の調査部に、次長それぞれ二人」に改める。

第二百八十五条第一項中「十四人」を「十九人」に、「八十六人」を「百一人」に改める。

第二百八十六条第三項の表東京税関の項中「十五人」を「十四人」に改め、同表神戸税関の項保税地域監督官の欄中「五人」を「四人」に改め、同表合計の項中「七十七人」を「七十六人」に、「二十二人」を「二十一人」に改める。

第二百九十六条第一項中「門司税関」を「東京税関及び門司税関」に、「一人」を「それぞれ一人」に改める。

第二百九十八条第一項中「百八十六人」を「百八十八人」に、「四百十六人」を「四百九人」に改める。

第二百九十九条第一項中「及び名古屋税関」を「、名古屋税関及び神戸税関」に改め、「、神戸税関の監視部に、上席調査官三人以内を」を削り、「四十四人」を「四十五人」に改める。

第三百一条第二項中「統括分析官」の下に「（函館税関及び長崎税関を除く。）」を、「特別分析官（函館税関」の下に「、神戸税関」を加え、同条第三項の表函館税関の項統括分析官の欄中「一人」を「―」に改め、同表神戸税関の項中「六人」を「七人」に、同項特別分析官の欄中「一人」を「―」に改め、同表長崎税関の項統括分析官の欄中「一人」を「―」に改め、同表合計の項中「六十五人」を「六十六人」に、「九人」を「七人」に、同項特別分析官の欄中「五人」を「四人」に改める。

第三百六条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　函館税関及び長崎税関の統括審査官は、命を受けて、前項各号に掲げる事務のほか、第三百八条に規定する事務を分掌する。

第三百十九条第一項中「二人」を「三人」に改める。

第三百二十条の二第一項中「横浜税関」の下に「及び大阪税関」を加え、「、大阪税関」を削る。

第三百二十一条第一項中「百八人」を「百十九人」に、「二百十二人」を「二百人」に改める。

第三百二十二条第一項を次のように改める。

各税関を通じて業務部に、上席調査官四十三人以内及び調査官百九人以内を置く。

第三百二十三条第一項中「横浜税関、名古屋税関」を「名古屋税関の業務部に、上席分析官二人以内を、横浜税関」に、「及び門司税関」を「、門司税関及び長崎税関」に、「十六人」を「十七人」に改める。

第三百二十四条第二項中「（長崎税関を除く。）」を削り、同条第三項の表東京税関の項中「四十一人」を「四十人」に、「七人」を「八人」に改め、同表横浜税関の項中「七人」を「八人」に改め、同表長崎税関の項特別関税調査官の欄中「―」を「一人」に改め、同表合計の項中「百十五人」を「百十四人」に、「三十三人」を「三十五人」に、「四十四人」を「四十五人」に改める。

第三百三十七条第一項中「百九十六人」を「百九十九人」に、「三百四十七人」を「三百四十人」に改める。